

令和6年11月21日 開会

令和6年 第4回

寒河江市議会定例会議案

寒 河 江 市

目 次

1	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度寒河江市一般会計補正予算（第5号））	1
2	議第55号	令和6年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）	別冊
3	議第56号	寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	2
4	議第57号	寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正について	8
5	議第58号	寒河江市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	10
6	議第59号	市道路線の認定について	13

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和6年11月21日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

理 由

第50回衆議院議員総選挙執行に係る経費の計上及び令和6年9月に発生した豪雨災害に係る緊急的な経費追加のため、令和6年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要したので専決処分を行ったものである。

議第56号

寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年11月21日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第3条 任命権者は、前条各項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあつては、採用した日から5年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

(特定任期付職員の給与に関する特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	387,000
2	435,000
3	486,000
4	549,000
5	627,000
6	732,000

7	855,000
---	---------

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員の職務に応じて次の表に定める基準に従い決定する。

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

- 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による

短時間勤務をしている職員を含む。) についての前2項の規定の適用については、第2項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額はその者の受ける号給に応じた額に、寒河江市職員の育児休業等に関する条例(平成4年市条例第2号)第17条の規定により読み替えられた寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年市条例第1号)第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする」と、前項中「相当する額」とあるのは「相当する額に算出率を乗じて得た額」とする。

5 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる者には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

6 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員に係る寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)

第5条 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年市条例第6号。

以下「一般職給与条例」という。)第3条から第4条の2まで、第7条、第8条、第8条の3及び第17条の3の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する一般職給与条例第15条の4第3項、第15条の5、第16条第2項及び第17条の10の規定の適用については、一般職給与条例第15条の4第3項中「第1項の規定により規則で指定する職にある者」とあるのは「寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和6年市条例第 号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第1項の給料表の適用

を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、一般職給与条例第15条の5第1項中「前条第1項の規定に基づき、管理職手当が支給される職員」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「同項の職員」とあるのは「同項の特定任期付職員」と、「当該職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、一般職給与条例第16条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の167.5」と、一般職給与条例第17条の10中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律等の規定に基づき、寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものである。

議第 5 7 号

寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の
一部改正について

寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例（平成 2 2 年市
条例第 9 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 1 1 月 2 1 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部
を改正する条例

寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例（平成２２年市
条例第９号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「平成２２年１月１日から令和７年１月１日までの間に新
設」を「新設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の適用期間が令和
７年１月１日で終了することに伴い、今後も企業立地等を促進するため、恒久的
な制度とするものである。

議第58号

寒河江市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除
に関する条例の一部改正について

寒河江市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条
例（令和4年市条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年11月21日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

寒河江市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に
関する条例の一部を改正する条例

寒河江市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（令和4年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「承認地域経済牽引事業者」を「承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の2項を加える。

（課税免除の特例）

- 2 寒河江市土地開発公社が分譲する寒河江中央工業団地内の土地を令和7年1月1日以降に新たに取得した承認地域経済牽引事業者に限り、第2条第1項に規定する課税免除の対象に、当該事業の用に直接供される所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第3号及び法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号に掲げる機械及び装置を加えることとし、第2条第2項に規定する課税免除を適用する期間は、当該課税が免除された最初の年度から起算して6年度以内とする。この場合において、第3条各号中「対象施設」とあるのは「対象施設並びに機械及び装置」と、「以後3年」とあるのは「以後6年」と読み替えるものとする。
- 3 前項の規定は、同項の承認地域経済牽引事業者が当該事業の用に供した最初の年以後3年間に取得した固定資産について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

本市への企業誘致を促進するため、寒河江市土地開発公社が分譲する寒河江中央工業団地内の土地を令和7年1月1日以降に取得した事業者に限り、課税免除を適用する期間を6年間とする特例措置を新設するものである。

議第59号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙のとおり市道の路線を認定する。

令和6年11月21日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

路線 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
10312	新山団地4号線	寒河江市新山一丁目25番2	
		寒河江市新山一丁目26番1	
20399	鶴田9号線	寒河江市大字寒河江字鶴田46番2	
		寒河江市大字寒河江字鶴田44番11	

理 由

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため、2路線を認定しようとするものである。